

# 村上商工会議所 貿易関係証明に関する手続きについて

## 商工会議所の貿易関係証明

商工会議所では貿易関係業者の皆様の貿易取引の便益に供するため、原産地証明書をはじめとする貿易関係の証明を長年にわたって発給しております。

これは、商工会議所が商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく公的な団体として位置付けられ、貿易取引の円滑な進展に資することで、我が国の地域経済の振興と発展に寄与することを求められるとともに、商工会議所（商業会議所）という国際的な広がりを持った組織であることを背景としています。

とりわけ原産地証明書の発給につきましては、我が国では商工会議所が発給機関の一つとして位置付けられ、年間約80万件を超える貿易関係証明を発行しております。

現在、原産地証明書の発給は、①輸入国の法律・規則に基づく要請、②契約や信用状における指定によるもの、の二つに大別され後者の比率が年々高まってきております。

しかし、原産地証明書は貨物の原産地の真実性のみを証明する書類でありますので、原産地証明書の記載事項は、あくまでも発給機関の定める発給規則に基づくことが大前提となります。契約や信用状取引を行う場合には商工会議所の発給規則と矛盾する条件とならないようにご注意願います。

## 発給証明書の種類

1. 原産地証明書（貿易取引される商品の国籍を証明するもの。）
  - a 日本産原産地証明
  - b 外国産原産地証明
2. サイン証明（書類上のサインが、当商工会議所に登録されているサインであることを証明するもの。 例：翻訳に関する証明書等）
3. インボイス証明（各種インボイスが正規に作成され、提示された事実を証明するもの。  
例：商業インボイス、パッキングリスト等）

## 申請者登録について

原産地証明書をはじめとする貿易関係証明を申請する法人（団体）・個人は予め「貿易関係証明申請者登録」の手続きをお取りいただきます。

登録手続きは、商工会議所の会員・非会員を問わず、全ての申請者に必要です。

次の必要書類、典拠書類を揃えて、商工会議所窓口で登録の手続きをしてください。

なお、登録台帳の有効期間は登録日より起算して2カ年となります。

※登録台帳の承認に1週間前後要しますので、余裕をもって申請してください。

## 申請受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

## 登録に必要な書類

1. 貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）
2. 貿易関係証明申請者登録台帳
  - (1) 貿易関係証明者署名届
  - (2) 貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届
3. 会社案内（パンフレット等）
4. 法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・印鑑証明書  
個人の場合：住民票・印鑑証明書

※上記の書類は商工会議所の窓口にご請求ください。

※いずれも3カ月以内に発行された原本をご用意ください。

※当所が必要と判断した場合は、上記以外の典拠資料を提出していただく場合があります。

## 登録・証明手数料（消費税込み）

|             | 証明手数料<br>(1件につき) | 登録手数料<br>(新規) | 登録手数料<br>(更新) |
|-------------|------------------|---------------|---------------|
| 当商工会議所会員    | 540円             | 2,160円        | 1,080円        |
| 近隣商工会会員（注1） | 1,080円           | 5,400円        | 2,160円        |
| 非会員         | 2,160円           | 10,800円       | 10,800円       |

注1) 近隣商工会会員（近隣商工会議所・商工会）とは荒川商工会、神林商工会、朝日商工会、山北商工会、関川村商工会のいずれかの会員（会員証明書が必要となります。）

※その他、当商工会議所会頭が認めた場合はその限りではありません。

※証明書類をお受け取りの際、現金にて証明手数料をご納入ください。

（追加、再発行を含む）

※証明手数料は、1件あたり5枚までとし、内1枚は当所の控えとします。

やむを得ずこれを超える場合は、5枚毎に1件分の料金を頂きます。

一旦、納入された手数料は、その証明書が不要になった場合でも払い戻しはいたしません。

原産地証明書用紙 1冊（100枚） 1,080円

※原産地証明書は、平成11年10月1日以降の偽造防止加工を施した全国统一規格のもので、当所で販売している用紙のみをご使用ください。

貿易関係証明申請事務マニュアル 1部 540円

※初めて発給を希望される方は、上記「貿易証明申請事務マニュアル」を必ずご購入ください。

## I. 原産地証明について

### （1）日本産貨物に対する原産地証明の場合

原産地とは国際的に貿易取引される商品の国籍のことです。原産地証明とは商品の原産国の真実性を保障するために、輸出地の商工会議所が発給する国際的な公的文書で、主に輸出国において(1)法律・規則に基づき輸入通関の際に必要とされたとき、(2)契約書および信用状の指示で必要とされたときに提出を求められます。

#### ■提出書類

- (1) 証明発給申請書
- (2) 原産地証明書（必要部数+商工会議所控え1部〔フォト・コピー不可〕）
- (3) 商業インボイス1通（台帳に登録済みのサイナーの肉筆サイン入りのもの）

※当所が必要と判断した場合は上記以外に典拠資料を提出していただく場合があります。

### （2）外国産貨物に対する原産地証明の場合

日本以外の外国で作られた商品の原産地を証明するものです。但し、外国産商品であることを示す典拠書類の提出が別途必要になり、また貿易形態に応じて申請方法が異なりますのでご注意ください。

#### ●再輸出（外国から輸入した通関済みの商品を再度輸出すること）の場合

##### ■提出書類

- (1) 証明発給申請書
- (2) 外国産原産地証明書発給申請書（再輸出商品・積戻し商品用）
- (3) 原産地証明書（必要部数+商工会議所控え1部）
- (4) 商業インボイス1通  
（台帳に登録済みのサイナーの肉筆サイン入りのもの）

(5) 次の(a)～(h)のいずれかの典拠書類

- (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書（コピー可）
- (b) 輸出申告書（コピー可 但し、原産国の記載のあるものに限る）
- (c) 輸入時のインボイス（コピー可）
- (d) 輸入元販売証明書（原本）
- (e) 国内入手経路説明書（原本）
- (f) 商品の写真（全体とメーカー名の部分、または原産国表示）
- (g) 商品のカタログ

●積戻し

（外国からきた未通関・保税状態の商品を再度外国に積み出すこと）の場合

■提出書類

- (1) 証明発給申請書
- (2) 原産地証明書（必要部数＋商工会議所控え 1部）
- (3) 商業インボイス 1通（台帳に登録済みのサイナーの肉筆サイン入りのもの）
- (4) 次の(a)～(d)のいずれかの典拠書類
  - (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書（コピー可）
  - (b) 積戻し許可通知書（原産国の表示のあるもの）
  - (c) 蔵入承認申請書（原産国の表示のあるもの）
  - (d) 蔵入時のインボイス（原産国表示のあるもの）

●仲介の場合

（日本国の居住者が外国産の商品移動を伴う売買契約の仲介者となること）

※仲介の場合は、船積地で発行される原産地証明を使うのが原則であり、日本の商工会議所として原産地証明を発給する立場にありません。

但し、輸出者の便宜を図るため、以下の2つの場合に限り証明書の発行を認めます。

- 1. 船積地に輸入国の大使館・領事館がないので日本で領事査証を取得する場合
- 2. 輸出者名をL/Cの指定に合わせて変更する場合

※但し、「海外公的機関発行の原産地証明に誤りがあるためL/C買い取りに支障がある」という理由では証明申請をお受けできません。

■提出書類

- (1) 証明書発給申請書
- (2) 仲介貿易による外国産商品の原産地証明書発給申請に係る誓約書
- (3) 原産地証明書（必要部数＋商工会議所控え 1部）
- (4) 商業インボイス 1通（台帳に登録済みのサイナーの肉筆サイン入りのもの）
- (5) 次の(a)～(c)のすべての典拠書類
  - (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書
  - (b) 仲介時のインボイス

(c) 海外から船積されたことを示す書類（次のいずれか）

- －Bill of Lading（船荷証券）（Non-negotiable Copyは不可）
- －Air Way Bill（航空貨物運送状）
- －Sea Way Bill（航海貨物運送状）
- －CMR NOTE（国際道路物品運送書類）
- －CIM NOTE（国際鉄道物品運送書類）

## II. サイン証明について

申請者が書類上に自署したサインが商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。

対象書類

- Freshness Certificate（鮮度証明書）
- Health Certificate（衛生証明書）
- Certificate of Ingredient（成分証明書）
- Certificate of Free Sales（自由販売証明書）
- Certificate of Origin（issued by shipper）（原産地証明書（輸出者発行のもの））
- Price Certificate , Invoice Price Certificate（価格証明書）

■ 提出書類

- (1) 証明発給申請書
- (2) 証明書類 必要部数
- (3) 証明書類 商工会議所控え 1部

## III. インボイス証明について

商業インボイスをはじめとする各種インボイスや船積関連書類などが、その発行者により正規に作成され、商工会議所に提示されたという事実を証明するものです。

対象書類

- (1) 商業インボイスをはじめとする各種インボイスと船積関連書類
  - Commercial Invoice（商業インボイス）
  - Packing List（包装明細書）
  - Proforma Invoice（借り送り状）
- (2) 輸出に先立ち海外取引先から要求された書類
  - Confirmation（確認状）
  - Credit Note（貸方票）
  - Debit Note（借方票）

(3) 船会社・航空会社・保険会社の発行した書類

Airway Bill (航空貨物運送状)

Bill of Lading (船荷証券)

Certificate of Insurance (保険承認書)

■ 提出書類

(1) 証明発給申請書

(2) 証明書類 必要部数

(3) 証明書類 商工会議所控え 1部

平成26年4月1日施行